

吉野川市 第2次人権施策推進計画

ダイジェスト版



基本理念

人権の花咲くまち 吉野川

計画策定の趣旨

本市では、人権尊重の精神が市民一人一人の心に根つき、誰もが幸せに暮らせる社会を実現する指針として、2012(平24)年3月から2021(令3)年度までの10年間を計画期間とした「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

この間、人権を取り巻く社会の情勢に大きな変化がみられるとともに、2020(令2)年に本市の市民・中学生・事業所を対象に実施したアンケート調査においても、これまでの取り組みの成果と課題が見えてきました。そこで、これまでの取り組みを総括し、世界や国・県の動きにも対応しながら、本市としての今後の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定することとしました。

計画の期間

本計画は2022(令4)年度から2031(令13)年度までの10年間とします。

ただし、本計画の中間年にあたる2026(令8)年度に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。



徳島県吉野川市

基本方針

①人権を尊重する意識の普及と高揚

人権が尊重される社会を築くため、市民一人一人が自らの課題として捉え、身近な場所や日常生活に存在する人権問題に気づくことのできる人権感覚を身につけるとともに、多様な価値観を受け入れられる考え方を広く普及し、それに応じた行動を起こしていけるよう人権意識の高揚に取り組みます。あわせて、日本国憲法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び個人人権課題の解決に向けた法律や条例などについても周知していきます。

②全ての人がいいききと暮らすことのできる社会の実現

誰もが自分らしく充実した生活を送るためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人一人が主体的に自らの生き方を選択することが重要です。市民一人一人が自他の人権を尊重し合い、全ての人大切にされる社会の構築をめざし、官民一体となったまちづくりの推進を図ります。

③人権尊重を基盤に据えた行政の推進

全ての人市民の権利と自由を保障されるためには、様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。これらは行政の基本的業務として日常的に行われるものであり、つまりは行政全ての業務が人権と密接につながっていることとなります。こうした意味において、市職員は、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手としての自覚を持つことが重要です。市民一人一人の基本的な人権を尊重し、包容力ある持続可能な社会づくりに向けて、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、本市の全ての施策に「人権尊重」を基盤に据えた取り組みを推進していきます。

SDGs (持続可能な開発目標)

本計画に基づく、人権を大切にす私たち一人一人の行動は、SDGsのゴールをめざす取り組みと深くかかわっています。



計画の体系図

基本理念
人権の花咲くまち 吉野川

基本方針

人権を尊重する
意識の普及と高揚

全ての人がいきいきと暮らす
ことのできる社会の実現

人権尊重を基盤に
据えた行政の推進

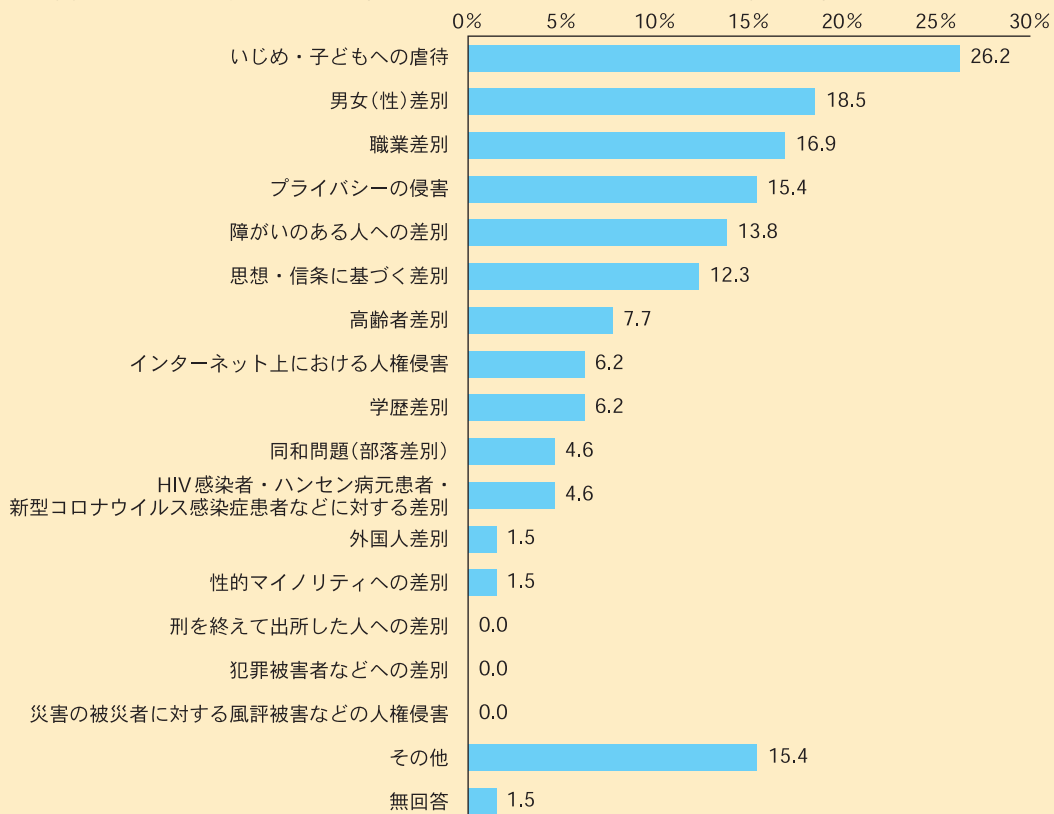
基本的施策の推進	1 人権教育の推進	
	2 人権啓発の推進	
	3 人権擁護と相談機能の充実	
	4 市民参加の推進	
	5 プライバシーや個人情報の保護	
	6 人権尊重の視点に立った行政の推進	
個別人権課題に対する取り組みの推進	1 同和問題	
	2 子ども	
	3 女性	
	4 障がいのある人	
	5 高齢者	
	6 外国人	
	7 感染症患者等	
	8 インターネット上における人権侵害	
	9 性的マイノリティ	
	10 ハラスメント	
	11 犯罪被害者等	
	12 様々な人権課題	

アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、本市に住居登録のある18歳以上の市民1,000人(有効回収数450人)、本市に所在する事業所、本市の市立中学生を対象に、アンケート調査を実施しました。【2020(令2)年10月】

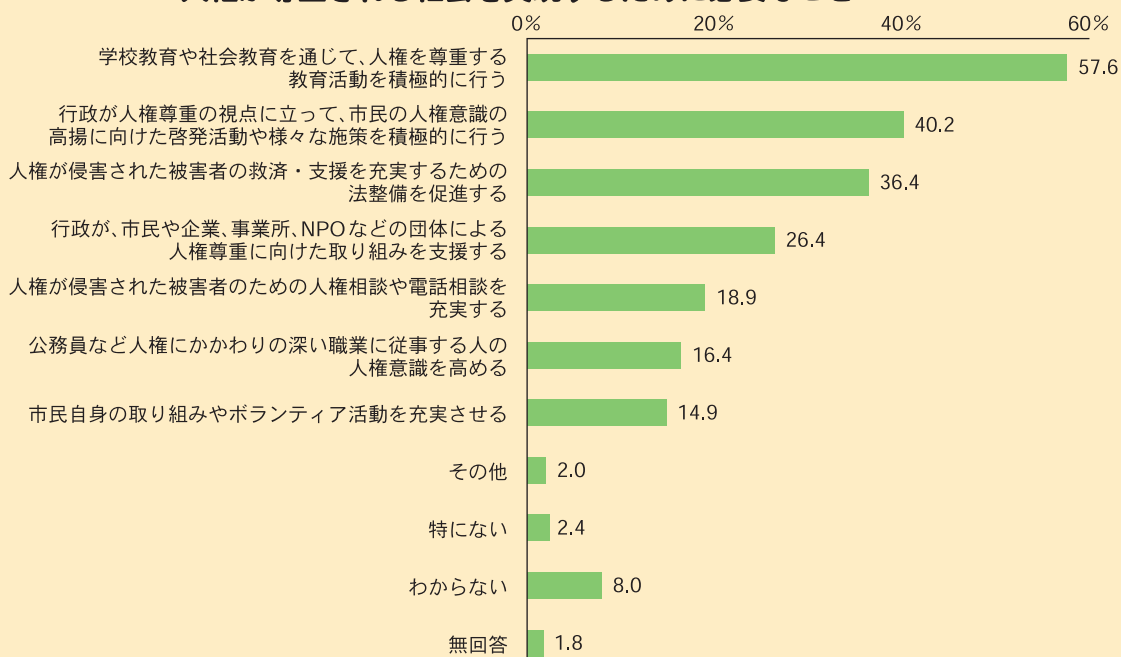
市民意識調査(集計対象者総数65)：複数回答

この5年間に自分や家族が人権侵害を受けたと回答した人の、人権侵害の内容



市民意識調査(集計対象者総数450)：複数回答

人権が尊重される社会を実現するために必要なこと



基本的施策の推進

1 人権教育の推進

- 就学前・学校教育及び社会教育における人権教育の推進
- 保育・教育関係者及び市職員の人権研修の充実

2 人権啓発の推進

- 家庭・地域に対する人権啓発の推進
- 事業所に対する人権啓発の推進
- 福祉関係者に対する人権啓発の推進

3 人権擁護と相談機能の充実

- 相談体制の充実
- 相談機関の周知

4 市民参加の推進

- 家庭や地域での人権意識の高揚
- 市民の人権学習活動への支援

5 プライバシーや個人情報の保護

- プライバシーや個人情報の保護に関する教育・啓発の推進
- 相談体制の整備
- 身元調査の防止

6 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 市民の人権に配慮した対応
- 男女共同参画及び誰もが働きやすい職場づくりの推進



個別人権課題に対する取り組みの推進

1 同和問題

同和問題を人権問題の重要課題として位置づけ、学校、地域社会、事業所などにおける人権教育・啓発を積極的に推進します。

- 学校における人権教育の充実
- 地域・職域における学習機会の充実
- 相談・支援体制の充実
- 差別事象の再発防止



2 子ども

児童虐待、インターネットを悪用した犯罪被害、SNSを介したいじめ、性犯罪被害、子どもの貧困など、多様化する問題の背景をしっかりと捉え、地域社会が一体となって解決に向けて取り組みます。

- 虐待防止への取り組みの推進
- 子どもの貧困対策の推進
- いじめ問題への取り組みの推進
- 相談・支援体制の充実
- 豊かな人間性をはぐくみ、命の大切さを実感できる「心を育てる教育」の推進



3 女性

男女平等や男女共同参画の理念は浸透しつつありますが、固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく偏見や不平等が、いまだ人々の意識や社会習慣に根強く存在しています。女性が社会において不当な扱いを受けることなく、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

- あらゆる場における男女平等及び共同参画の意識づくりの推進
- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランスの環境づくりの推進



4 障がいのある人

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざすとともに、障がいのある人の社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、能力を最大限発揮できるよう配慮します。

- 障がい理解教育の推進
- 障がい者雇用の促進及び支援
- 誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりの推進



5 高齢者

高齢者の豊富な知識と経験を生かして社会参加できる機会を確保し、住み慣れた地域でその人らしい生き方が尊重され、いつまでも生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- 福祉教育の推進
- 社会活動への参画促進
- 高齢者見守りネットワークの推進



6 外国人

異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な価値観や習慣などを認め合いながら、同じ地域の一員として互いに尊敬し、安心して暮らすことができるよう、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- 国際理解教育の推進
- 外国人が安心して暮らせる社会づくりの推進



7 感染症患者等

ハンセン病元患者やHIV感染者、新型コロナウイルス感染症患者などをめぐり、不確かな情報や思いこみにより、患者・家族などに対する様々な人権問題が発生しています。感染症にかかわる人権侵害の防止に向けて、正しい知識の普及や情報提供、人権教育・啓発を通して、偏見や差別の解消に取り組みます。

- 啓発活動の推進
- 学校における人権教育の充実



8 インターネット上における人権侵害

インターネット利用時のルールなどへの理解を深める取り組み、被害にあった場合の迅速な対処方法の周知、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発などを推進します。

- 学校教育を通じた啓発の推進
- 情報モラルの普及及び啓発
- 関係機関との連携による対応



9 性的マイノリティ

性的マイノリティの人々が直面する課題を理解し、多様性への正しい知識と認識を深めるための人権教育・啓発に取り組むとともに、誰もが個人として尊重される社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

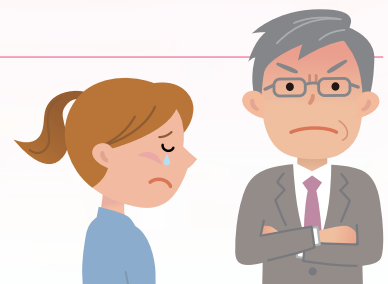
- 学校における人権教育の充実
- 相談・支援体制の充実
- パートナーシップ宣誓制度などへの取り組みの推進



10 ハラスメント

加害者にも被害者にもならないために、ハラスメントに関する正しい知識の普及や意識改革を図り、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取り組みを推進します。

- 啓発活動の推進
- 事業所における研修会などへの支援



11 犯罪被害者等

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、プライバシーの侵害などの人権侵害を受けることも深刻な問題となっています。犯罪被害者等の人権が尊重される社会を実現するため、市民への正しい理解の促進に取り組みます。

- 関係機関と連携した啓発活動の推進
- 相談・支援体制の充実



12 様々な人権課題

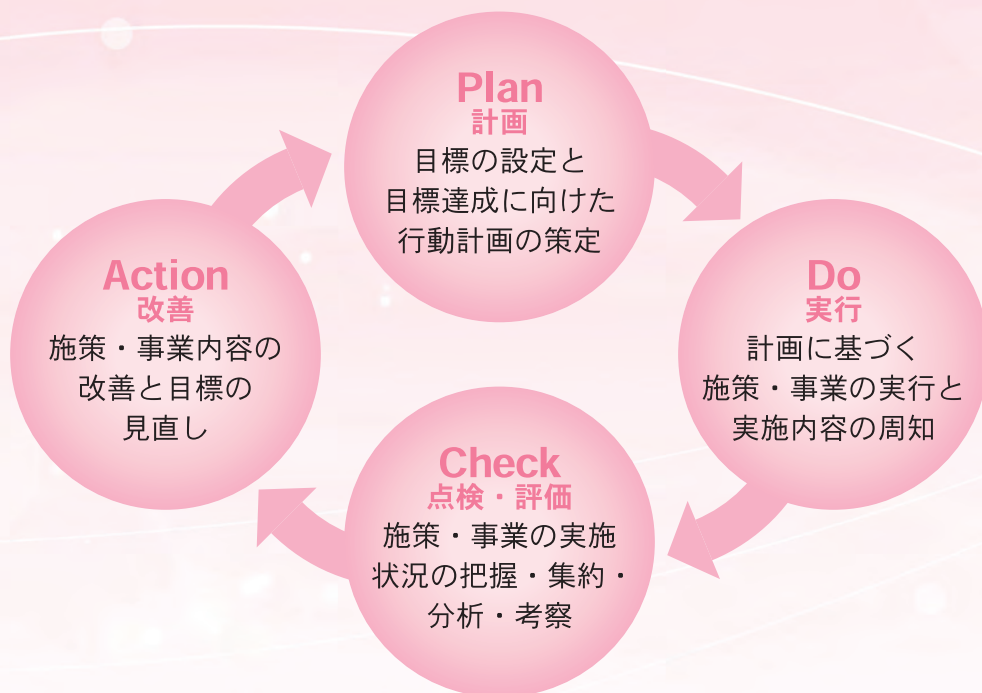
人権尊重社会を実現していくために、様々な人権課題について、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

- アイヌの人々
- 刑を終えて出所した人
- 人身取引(トラフィッキング)
- 被災者
- 北朝鮮当局による拉致問題
- ホームレスの人々



進ちょく管理及び評価

本計画はP D C Aサイクルに基づき、毎年度それぞれの担当課が各施策の進ちょく状況を評価・再検討し、次年度の取り組みに反映させます。また、吉野川市人権施策推進審議会の意見なども反映させて、必要に応じて、適宜、見直しを行います。



人権問題でお困りの方は、人権センター(人権課)にお気軽にご相談ください。
電話・メールでの相談も受けつけています。
費用は無料で、相談内容などの秘密は
堅く守られます。

【相談先】吉野川市人権センター(人権課)
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
TEL.0883-22-2229
FAX.0883-22-2260
E-mail : jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

